

仕様書（案）

第1 件名

共済組合業務 DX 化に伴うシステム導入および運用支援業務委託

第2 目的

福岡市職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及びその被扶養者（以下「加入者」という。）のレセプトや健康診断結果等のデータを、システムを通じて可視化し、加入者の健康状態、医療費の現状及び課題を把握することを目的とする。併せて、第3期データヘルス計画や後期高齢者支援金の減算指標の達成に効果的な保健事業を実施することを目指す。また、システムの導入により、共済組合職員の業務効率化及び組合員の利便性向上を図ることも目的とする。

（参考）共済組合加入者数 : 27,146 人（令和7年8月1日現在）

内 在職中の組合員 : 16,331 人

任意継続組合員 : 318 人

被扶養者 : 10,497 人

第3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

第4 業務内容

以下の要件を備えたシステムを構築し、運用支援を行う。

1 システムの機能

導入するシステムは、利用者が WEB 及びスマートフォン（iOS・Android の両方）アプリいずれからも使用でき、以下(1)～(6)の機能を備えるものとする。なお、(1)を除いた機能については、契約時未搭載であっても今後開発し搭載することが確実である場合は、要件を満たすこととする。

本システムの利用者は、組合員（在職中の組合員及び任意継続組合員）約 16,600 名を想定している。

また、本システムの管理者アカウント数は 5 件程度を想定している。

(1) 医療費通知

利用者に対し医療費通知（高額療養費及び附加給付を含む）を配信する。なお、給付額等を確認できるページの閲覧を促す通知の発信も可とする。

また、医療費控除申告時に利用できる XML データとしての出力機能も備えるものとし、利用者が確定申告を円滑に行えるよう配慮する。

(2) 短期給付決定通知

短期給付（高額療養費、療養費、育休手当金等）の支給が決定した際、利用者に対し、支給日や支給額の分かる通知を配信する。配信頻度は原則月2回とする。通知については、利用者が医療費助成の申請に使用できるよう、システム上からPDF形式での出力及び紙媒体としての印刷が可能な機能を実装するものとする。

(3) 利用者による各種申請機能

利用者による現金給付（療養費、育休手当金等）の請求や、人間ドック等の各種助成事業の利用申込み等をオンラインで行えるものとする。

手続きの進捗状況は利用者自身がシステム上で隨時確認できるようにし、必要に応じて申請内容の修正や追加書類のアップロードも可能とする。さらに、申請結果や不備連絡については、プッシュ通知やメールによって速やかに利用者へ通知されるものとする。

(4) PHR

健診結果や受診状況等から利用者の健康状態を個別に分析し、生活習慣の改善や適正受診への動機づけとする。

(5) 共済組合からの通知

共済組合からの周知事項をシステム上に掲載し、利用者に対してメール、プッシュ通知等で通知することができる。

(6) その他、共済組合の業務負担軽減に寄与する機能や利用者の健康づくり支援となる機能

2 システムのセキュリティ基準

以下の条件を満たすこと

- (1) 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」（以下、「ISMAP」という。）に登録済のサービス、または同等のサービス内に構築されていること。
- (2) システムの通信回線は、SSL/TLSなどの暗号化により、第三者から通信が傍受されないような措置が講じられていること。
- (3) 管理者専用ページは、指定するIPアドレスからの通信のみを許可すること。
- (4) 管理者アカウント数及び利用者アカウント数の増減に速やかに対応できること。（それに伴う費用の増減等については、発注者と協議した上で、決定するものとする。）

3 システムの管理・運用及び付帯業務

システムを確実かつ円滑に運用できるように、業務遂行責任者を1名以上配置し、以下の運用業務全体の管理及び付帯業務を行う。また、利用者及び共済組合からのシステム利用方法の問い合わせや、障害発生時の調査・対応を行える体制を整える。

- (1) 冗長化されたサーバ構成であるなど、システムが常時安全に稼働できる状態で運用されていること。
- (2) システムは、クラウド型で構築するものとし、システムのバックアップ、サーバの運用監視を行うこと。
- (3) 24時間365日サービス提供を行うこと。ただし、システムメンテナンス等による停止

を除く。その場合は、事前に発注者に連絡を行うこと。

- (4) システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的に実施すること。
- (5) クライアント OS や WEB ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で隨時対応すること。
- (6) 国の関係法令等に従い、システムのメンテナンスを行うこと。
- (7) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

4 共済組合によるデータの取り込み

共済組合にて、隨時または月にそれぞれ 1～2 回程度「加入者データ」「健診データ」「医療費通知」「短期給付決定通知」「レセプトデータ」をシステム上で更新を行えるようにする。

第 5 システム稼働開始時期

医療費通知の配信機能の稼働開始は、令和 8 年 1 月頃とする。(令和 7 年分確定申告用のデータ提供に間に合うようする。)

その他の機能については、別途協議により決定する。準備期間として、共済組合に対しシステム操作の研修(オンライン可)及びアカウント発行等の利用環境の整備を実施すること。

第 6 情報資産取扱要件

- ・ 受注者は、情報セキュリティ方針や個別方針を定め、定期的に見直すこと。また、組織としてのサイバーセキュリティリスクを把握し管理するための体制を整備し、情報セキュリティの責任者を設置していること。
- ・ 受注者は、ISO27001 または ISO27017 またはプライバシーマークを取得していること。
- ・ 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発されたサービスであること。また、定期的な検査を通じた確認により脆弱性に対する修正を適用できるサービスであること。
- ・ 発注者が提供する情報の目的外利用禁止を徹底すること。
- ・ 情報資産の所有権は発注者に帰属することであること。従って、発注者が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ・ データに関し、受注者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、発注者の意図しない変更が加えられないための管理体制が整備され、外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。また、保護すべきデータは暗号化の上保存すること。
- ・ 本システムを導入するにあたっては、以下のクラウド要件を満たすこと。
 1. 情報資産を管理するデータセンターが国内に設置された専用施設であること
 2. 発注者の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外へ持ち出しを行わないこと。
 3. 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管さ

れないこと。

4. 情報資産が残留して漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
5. 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
6. クラウドサービス事業者が保持する自らの知的財産権について、発注者に利用を許諾する範囲及び制約を通知すること。
7. 入室に際しては、IDカード、生体認証等の個人認証に基づき、監視カメラや防犯センターによる監視を行っていること。また、入退室記録を整備、保存していること。
8. アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに発注者へ報告し、必要な場合は、アクセスログを開示すること。

第7 従事者要件

受託者の従事者は共済組合からの運用における問い合わせに対して、やむを得ない理由がある場合を除き2営業日以内に回答を行うこと。また、運用に当たっては、システムに精通した者が担当すること。

第8 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、共済組合と協議のうえ決定する。